

農業委員会定例会 3月

1. 開催日時 令和7年3月19日 午後2時15分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 2番委員、7番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第5号 青年等就農計画認定の審査について

議案第6号 農業経営改善計画認定の審査について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	会長挨拶 本日の議事録署名人ですが、12番委員、1番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、 在住の 所有の 畑 515 m² について、 の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	この土地は私の土地の近くにありますので、時々通って見てるんですけども、先だって に確認しましたところ、大分高齢になってきて、しかも車が横づけできないとにありますので、 にやってもらおうと思うということでお聞きしました。特に問題ないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、 在住の 所有の 畑 377 m² について、 の が譲り受け、申請地では

	を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	■■■■■は現在■■■■■住んでいるのですが、毎週土日ちゃんと帰ってきて、■■■■■の手入れをしています。また、近隣に身内の方もおり、一緒にしているので問題ないと思います。
議長	身内の方は私の同級生で隣から行っております。毎日、熱心にやられております。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■ 畑 588 m ² ■■■■■ 畑 708 m ² ■■■■■ 畑 269 m ² ■■■■■ 畑 228 m ² ■■■■■ 畑 385 m ² ■■■■■ 畑 208 m ² ■■■■■ 畑 165 m ² ■■■■■ 畑 693 m ² ■■■■■ 畑 372 m ² ■■■■■ 畑 194 m ² ■■■■■ 畑 712 m ² ■■■■■ 畑 7.22 m ² ■■■■■ 畑 9.07 m ² ■■■■■ 畑 604 m ²

	畑 529 m² 畑 538 m² 畑 925 m² 畑 468 m² 畑 563 m² の計 19 筆 8,165.29 m²について の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	今現在この畑のほとんどに が植わっていて、一部 が終わっているような畑です。問題ないと思います。
職務代理	購入者の方は どの出身ですか。
事務局	で、 です。子どももおり、近くの小学校に通っています。
議長	おいくつくらいの方ですか。
事務局	です。 の親戚とお聞きしており、島に縁のあるかたです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	4 番は、 在住の 所有の 畑 372 m² 田 640 m² の計 2 筆 1,012 m²について、 の が譲り受け、申請地では を栽培 する計画となっています。今回の申請については、農地法第 3 条第 2 項の各 号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。 が認定農業者の であることを申し添えて おきます。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
9 番委員	現場を見に行っただんですけど、私の畑の通り道にあるので、常に見ており を剪定して綺麗にしております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり とします。 次に、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 5 番について、 事務局から説明をお願いします。
事務局	5 番は、 在住の 所有の 畑 101 m² について の が譲り受け、申請地では を栽培する計画 となっています。今回の申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号には該 当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
11 番委員	この件はですが、隣の宅地があるんですけど、これを買いたかったみたい

	で、畑も一緒にいう話になったようです。■■■■もかなり高齢ですけど、■■■■が、島外にいるということで、とりあえず■■■■にと。■■■■も内容はわかってるんで、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、■■■■在住の■■■■所有の■■■■雑種地（現況：畑）100㎡について■■■■の■■■■が譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
11番委員	■■■■は、去年か一昨年にも、旦那さんの名前でこの同じ近くの、畑を購入されたんですけど、見に行ったところ特に畑も草とかも生えてませんので、今回購入しても、大丈夫、管理してもらえるとって問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（（非農地判断）の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局	(議案の説明の前にチラシを用いて、非農地判断について説明) 1 番は、 在住の 所有の 畑 106 m² 畑 124 m² の計 2 筆 230 m² 2 番は、 在住の 所有の 畑 106 m² について 戦前より周辺は 管理され、当該農地も少なくとも 50 年前には されていることから、非農地判断を行ったものです。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	もう僕の記憶もずっとは なので、問題ないと思います。
10 番委員	農地に が建っていたってことですか。
事務局	細かい経緯までは分かりませんでしたが、戦前よりこの付近は として 利用されていたようです。本来は登記地目を変更する必要がありますが、 ずっと放置している状態だったようです。職権で地目を変えたとしても、 しておりますので、固定資産税には影響はありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり とします。 次に、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 番と 2 番につ いて、3 番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。 【3 番委員退席】

議長	それでは、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、 在住の 所有の 田 494 m² 2 番は、 在住の 所有の 田 289 m² の が、再度借り受けるものです。 申請地では、1 番は 、2 番は を栽培する計画で、期間は 1 番は10年間、2 番は5年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	事務局から今説明がありましたように、再度借り受けるということで更新 でございますが、ここにありますように については、 栽培を 以前からされております。 については、 を栽培してござい ます。そういうことで全く問題ないと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり とします。 【3番委員着席】
議長	3番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 次に、議案第4号（農用地利用集積等促進計画）の1番について、事務局か ら説明をお願いします。

事務局	1 番は、 在住の 所有の 田 924 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	これは のハウスの団地の中にあるんですが、前から が栽培されております。 ということで、結構な金額の方ではございますけれども、問題ないということです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 4 号（農用地利用集積等促進計画）の 2 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2 番は、 在住の 所有の 畑 532 m² について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	現場確認しましたらもうすでに を植えられておりまして、綺麗に

	管理されておりますので、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積等促進計画）の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、 在住の 所有の 田 520 m ² 4番は、 在住の 所有の 田 248 m ² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	はい につきましては若手で、どんどん荒れたところ、追加で、栽培していこうかというような、そういう気概のある人でございまして、これからどんどんそういうのも増やして作っていただいたらありがたいというような状況でございますので、問題ございません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

	次に、議案第4号（農用地利用集積等促進計画）の5番について、6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。 【6番委員退席】
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、[]在住の[]所有の [] 畑 502 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員は不在ですが、事務局何かありますか。
事務局	更新で、綺麗に管理されているので、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【6番委員着席】
議長	6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 次に、議案第4号（農用地利用集積等促進計画）の6番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理よろしくお願いします。 【議長退席】

職務代理	議長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。 それでは、本件について、事務局から説明をお願いします
事務局	6 番は、 在住の 所有の 畑 701 m² 畑 592 m² 畑 448 m² の計 3 筆 1,741 m²について (公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である の に貸し付けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
職務代理	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	畑のもきちんと管理されてますし、更新ですので問題ないと思います。
職務代理	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
職務代理	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 【議長着席】
本職務代理	議長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 議長の方を会長にお返しします。
議長	次に、議案第 4 号 (農用地利用集積等促進計画) の 7 番から 10 番について、

事務局	関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。 7番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 田 491 m² 8番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 田 488 m² 9番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 田 246 m² 10番は、[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 田 1,152 m² [redacted] 田 831 m² の計2筆1,983 m²について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[redacted]の[redacted]に貸し付けるものです。 申請地では、[redacted]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元委員さん今日休んでおりまして電話もありました。 私がよくご存じの方の土地でございまして、[redacted]です。 [redacted]、こういう形になっておりますが、問題ないかと思います。
地元委員	補足説明を行う。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号(農用地利用集積等促進計画)の11番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	11番は、[redacted]在住の[redacted]所有の

	田 995 m² 田 400 m² の計2筆1,395 m²について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者であるのに貸し付けるものです。申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、地域計画の達成に資するものと判断しています。
議長	地元の委員さんこれもですが、これも先ほどの隣近所の、田んぼでございまして、この付近、があちこち作っていただいておりますので、何ら問題ないかと思えます。もうちょっと高齢でやられるたんがもうやれないというような形になったんかなという思いでございます。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号(青年等就農計画認定の審査)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号は、からの申請となっております。農業経営の開始は、令和7年4月1日からとなっています。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっています。 就農形態は、新たに農業経営を開始し、営農類型は、となっております。当面は栽培技術の向上に努め、スマート農業技術を取り入れながら、の安定的な育成管理方法を確立し、農園を立ち上げます。また、持続可能な農園経営を実現するため、JGAP(農業生産工程管理)認証の取得を目指します。その後は6次産業化に取り組み、付加価値の高い農業ビジネスを推進します。さらに、新たな価値の創出による新市場の開拓を目指します。

	5年後の年間農業所得は■■■■、年間労働時間は■■■■を目指すとのことです。 5年後の作付面積の目標は、■■■■で■■■■生産する計画です。 生産方式に関する目標としては、チェーンソーや草刈機、耕運機など、ほ場の整備や植え付けに必要な機械を順次導入する計画となっています。 経営管理に関する目標については、青色申告を行い、クラウド会計ソフトを活用して、経営と財務データを一元的に管理することとしています。 農業従事の態様等に関する目標については、スマート農業技術を活用し、自然環境への負担を軽減しながら、生産性と効率性を持続的に向上させる農業体制を目標とします。 目標を達成するために必要な措置として、国の補助事業や青年就農資金を活用しながら、ほ場の整備や植え付けに必要な機械を導入していくこととしています。
議長	担い手部会でも私の方から、機械を一度に導入するという事で、中古で揃えると安物買いの銭失いになると忠告しました。また、今後■■■■まで作付面積を増やすとのことで、収穫期には、アルバイトを入れないと難しいんじゃないかとのことだったんですが、それは確保できているとのことでした。
専門員	■■■■の借りた農地に関しては、14 ページにあります、生産方式に関する目標の、機械施設名がありますが、そのうち、耕運機、動力噴霧器、歩行型草刈機、電動運搬車、こちら中古となっておりますが、■■■■がもういないということで、全部で■■■■とお聞きしたんですが、購入するということで話がついたようです。■■■■の借りた農地に関しても、耕運機とかが、■■■■がいないということで、全部使ってくれということで■■■■も助かっているみたいです。
議長	あと、スマート農業ということで、水の管理を機械化したい言っていました。池田の方は灌漑施設があるんですが、内海の方はないので、■■■■■■■■■■そこは苦慮するのではないかと。ただ、本人さん熱心にやられている印象だったので、担い手部会の方では認定することとなりました。みなさん、この件について意見はありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。 次に、議案第6号（農業経営改善計画認定の審査）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は■■■■の■■■■の申請となります。■■■■は2回目の更新となります。 それでは、計画について説明します。■■■■は、■■■■を栽培しております。 経営改善の方向の概要としては、補助事業や制度資金を活用して、施設の充実を図ったり、労働力を確保するため、研修生の受け入れや雇用制度を活用していきたいということです。目標所得は■■■■、目標労働時間は■■■■となっています。現在、■■■■を■■■■で■■■■生産していますが、5年後は■■■■で■■■■生産する計画となっています。 生産方式の合理化については、小面積で土づくりや水やりなど栽培方法を工夫し、品質向上と収量の増加を目指します。 経営管理の合理化については、パソコンによる簿記記帳を行い、経営分析を実施し、経営の合理化を図ります。 農業従事者の態様については、6月から8月まで、集中した雇用を行います。 以上のことから、妥当な計画と考えられます。
議長	担い手部会では、経営面積は変わらずに、収量は上がるのかということで意見があったんですが、土づくりとかをしてやっていくので大丈夫じゃないかということになりました。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。 次に、議案第6号（農業経営改善計画認定の審査）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	2番は■■■■の■■■■の申請となります。■■■■は4回目の更新となります。 それでは、計画について説明します。■■■■は、■■■■を栽培しております。 経営改善の方向の概要としては、気象状況等に大きく左右される果実収量は従来品種から新品種に改植し、借り受け農地の条件整備を行った上で効率的な栽培管理体制の確立を目指します。また、設備投資や展示会出展を行い、さらなる■■■■の高品質化を図り、消費拡大を目指します。目標所得は■■■■、目標労働時間は■■■■となっています。現在、■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■生産していますが、5年後は■■■■を■■■■で■■■■、■■■■を■■■■で■■■■生産する計画となっています。 生産方式の合理化については、借入農地が点在している上、不整形で灌水設備も整っていないことも多く、鳥獣被害も発生していることから、規模拡大を図る一方で農地の条件・環境整備を実施する他、作業性の改善に努めます。また、鳥獣被害対策を進め、耕作条件の改善に努めます。現在は、すべてハンドピッキングによる果実収穫を行っていますが、適宜ハンドレーキや収穫機械等の使用を促進し、収穫作業の効率化を図ります。 経営管理の合理化については、社内に■■■■を設置し、代表者の指示のもと■■■■栽培管理にあたっています。この■■■■に加工管理にあたる専属人員を配置できるようにすることとしています。 農業従事者の態様については、■■■■により栽培管理にあたっていますが、収穫期には多くの人手を必要とするなど作業量にムラがあり、効率的に労働力を活用できていないので、地域住民を積極的に雇用する他、■■■■等加工品の商品化を通じて作業量の平準化を図ります。 以上のことから、妥当な計画と考えられます。
議長	もう4回目ということで更新でございますが、この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会で

職務代理	は承認するものとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。 どうも本年度最後の農業委員会でしたが、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。 以上をもちまして定例会を終了させていただきます。 閉 会 午後3時10分 議 長 会長 議事録署名人 12番 議事録署名人 1番
-------------	---